新リーガルリアリズム対旧リーガルリアリズム一

――「昔は良かったね」――

スチュアート・マコーレー 著

見れば、曾祖父や祖父たちは、私たちが称賛する以上のことを知っていたことに気づくのである。最初に、私が祖父 Ain't What They Used To Be)」を口ずさむものである。私たちは一九二〇年代、一九三〇年代の学者たちがせいぜい逸話 社会学会(Law and Society Association)における四〇年の経験を踏まえ、Duke Ellington の「昔は良かったね(Things として知っていたことの多くを、実際に知っている。それにもかかわらず、リーガルリアリズムの歴史を振り返って あるいは法についての経験主義的研究を試みようとする何人かの研究者というものに対峙しているのではない。法と に、法的、政治的、もしくは社会的に進歩的な改革者集団、法的形式主義(legal formalism)を攻撃する法学者たち、 はあるということの他に何か指摘できるであろうか。今日では、一九二〇年代末もしくは一九三〇年代初頭のよう いるのかということが直ちに問題となろう。Karl Llewellyn 教授の頃にはウェブサイト(website)がなかったが、今 ここで「新リーガルリアリズム」ついて語ろうとすれば、それは誰でもが知っている最初のものとどこが異なって

うことを喚起させることになる。権力の地位にあった最初のリアリストたちは白人男性であり、このことが彼らの探 し求めたものや見たものに影響を与えてはいなかっただろうか。 や曾祖父たちのことを述べたことで、その混合したものにジェンダー(gender)と人種を加えなければならないとい

れたかに関して、ニューヨーク大学バッファロー校において私が行った一九八四年ミッチェル講義(Mitchell Lecture) の要旨を繰り返す。さらに、それから約二〇年に照らして何を付け加えられるかを問題とする。そして最後に、この まず、リーガルリアリズムの歴史の鳥瞰図を提示する。次に、二〇年に渡る法と社会研究により何が明らかにさ

関係から生じる新リーガルリアリズムがどうなるのかを問題とする。

アイデアから影響を受け始めた。Carrington 教授と King 弁護士は、次のように報告している。 諸事実や専門家の判断は理論や伝統に取って代わらなければならない。同大学ロースクールは、 報告書や新聞の切り抜きに基礎を置いたライブラリーを創ったのである。法が社会工学における道具であるとすると、 議会は、法案のテキストについてロビストたちに依存することを免れた。 McCarthy 教授は、種々の社会問題に関して、 ンシン州立法レファレンス図書室を創設した。同教授は、法律案を起草する能力を有する人材を提供し、そのことで Underhill Moore 教授は、下院が同州の仲裁法改革法案を作成する手伝いをした。Charles McCarthy 教授は、ウイスコ の対決がある。一九〇九年、ウイスコンシン大学ロー・スクール Richards 院長(Dean)と Walter Wheeler Cook 教授、 用条件を規制する法律だけでなく失業・労働者保障の法律を主導した。偉大な勝利には、 ことにより発展し、社会的問題の解決を図る必要があったことから始める。例えば、経済学者の Richard T. Ely 教授 や John R. Commons 教授といったウイスコンシン大学の教授たちは、新しい社会プログラムを提唱した。彼らは、 私が経験した進歩的な時期とウイスコンシン州のアイデア、すなわち、同州は大学教職員の技術と知識を用いる 幼年労働 ウイスコンシン州の (child labor) と 雇

授や Richard Ely 教授といった、経済学の教員と共同研究を行った。・・・一九一五年までに、ロースクールの掲示では、 法的示唆『に関する』目的を有するものであった。 は、一九○七年から一九○八年において、政治学科との連携を確立したが、それは、『現代の社会・経済状況に対する』 ロースクールの授業と歴史学、経済学、政治学、および哲学の混成授業を積極的に推奨していた」。 せるだけでなく、有益な経験を有する他の学問領域における研究者と交流させることにあった。同大学ロースクール の教員、 ⁻ウイスコンシン州のアイデアの有する効用の一つは、同大学の若くて経験の浅い法学教師を公共の問題に触れさ 取りわけ [院長の] Gilmore 氏は、アメリカにおける労働史を記す大規模な試みにおいて、John Commons 教 同様に、一九〇四年から一九一〇年の間において、 ロースクー

年にオハイオ州立大学から着任した。一九一四年、同教授は、アメリカ・ロ の提唱する「生ける法(the living law)」の考えに関する論文を発表した。(ヒ) スコンシン・ロースクールにおいて契約法を担当した私の先任者の一人である William Herbert Page 教授は、 る者もいた。Oliver Rundell 教授は、すでに一九一二年には、 ウイスコンシン大学の法学教授の中には、 コモンロー法理を称賛するのではなく、現実に機能してい 刑事裁判制度の遅延について研究を行ってい ースクール連盟の会合で、Eugen Ehrlich る法を研究す る₍₁₎ 一九一七 ウイ

Ehrlich の生ける法は

Page 教授は、

取引、 められていない、生活自体を支配する法である。その知識の源は、とりわけ現代の文書であり、 含まれており、 裁判所において、 習慣や慣習、さらにあらゆる種類の組織に関する研究で、それらのものには生ける法により承認されるものが しかも実際には生ける法によって発見されたものも含まれている」。 または役人に関してのみ効力を有するそれとは対照的であった。生ける法は、 または、 法規範に閉じこ 生活自体、

私が語ることができる限りにおいては、こうした洞察をほとんど利用していない。 この後間もなく、 61

力を受けることになった。

アメリカがその戦争に巻き込まれないように奮闘したし、同大学および進歩的運動の関係者の中にはドイツの学界 がドイツとの第一次世界大戦に突入した時に大打撃を受けることになった。アメリカ上院議員 Robert LaFollette 氏は、 主義者たちは打破されることになった。そこにおける進歩的な原因とウイスコンシン大学の担った役割は、アメリカ 同教授は契約法理に関する大部の著作の執筆に着手した。 (academic culture) と強い絆を持つ者も多数いた。同大学は、同大戦におけるアメリカ側の理由に忠誠を示す強い圧 ウイスコンシンにおける進歩主義の最初の波は一九一四年に収束したが、当時伝統的な共和主義者たちにより進歩

on Conflicts of Law)』、さらに『スコット信託法(Scott on Trusts)』は、リアリストである学者たちの多くが攻撃した主 な例である。Lon Fuller 教授は、Samuel Williston 教授を攻撃する論文において次のようにコメントしている。 な法領域に関して膨大な論文を書いていた。『ウイリストン契約法(Williston on Contracts)』、『ビール国際私法 た人々が、何に賛成したかを述べるよりも、何に反対したかを述べる方が易しい。敵は、理論の論理に焦点を当てて ンビア・ロースクールとイエール・ロースクールに焦点を当てるものである。リアリストとして知られるようになっい。(g) いた伝統的な法学者であった。敵の本拠地はハーバード・ロースクールであり、そこでは偉大な権威者たちが伝統的 伝統的にリーガルリアリズムについて語られてきていることの大部分は、一九二〇年代後半と一九三〇年代のコロ

それに類するものは、それらが満たしている社会的利益に照らして批判的に検討されている同教授の著作の中におい 考える。契約責任の基礎と呼ぶことができるもの、コンシダレイションの様な概念、申込みと承諾の必要性、および より法を形成しようとすることを諦めたということを問題とすれば、その答えは出発点になければならないだろうと 「Williston 教授の法的(分析)方法に目を向け、いかなる点において、同教授が社会的利害を直接参照することに

る法的伝統と考えられているものを承認しているに過ぎない。 に不可欠なものの言及を軽視することは、『論理的』と呼ぶのには相応しくない。それは、 て至る所で見ることができる。これらのものは証拠による裏付けなしで承認されている。このように基底的な社会的 一般に受け入れられ てい

断を行うとし、法規範というよりは一つの分析方法を提示している。それは、次のように述べている。 している。同教授の功績の一つは統一商事法典(Uniform Commercial Code :U.C.C.)であった。 アリズム的アプローチを大幅に反映するものである。例えば、U.C.C.1-102 条の公式コメント一は、 Common Law Tradition)』は、彼が「グランド・スタイル」と名付けたやり方で判決を下した上訴審裁判官たちを賞賛 恐らくリーガルリアリストで最も著名なのは、Karl Llewellyn 教授であろう。(※) - 本法は、基底的な目的と方針に従って解釈されなければならない。各項の条文は、当該規範もしくは原理 同教授の著書『コモンローの伝統 それは、 裁判官が政策判 リー ガ ル ij

の目的

情に応じて狭義もしくは広義に解釈されるべきである」。 ところでは、法理論はせいぜいのところ、偏見、もしくは Llewellyn 教授の用語では、裁判官の「状況感覚 トの中には法規範が裁判官の判決に影響を及ぼすことに著しく懐疑的な人もいる。多くのリーガルリアリストが言う 判官は関係する利益のバランスを調整しなければならないということに過ぎない。 の主観的な方針を実行する行為を正当化したことである。 と方針に照らして、 いのである。旧リーガルリアリズムが最も上手くいったのは、形式的アプローチに疑問を挟んだことと上訴審裁判官 アプローチの多くのものを言い当てている。結局のところ、裁判官は裁判官であるために判断をしなければならな このコメントは、 おそらくは Llewellyn 教授の手によるものであろうが、上訴審における裁判に対する現実主義的 また本法全体として読まれなければならず、文言の適用は、 しばしばリーガルリアリストたちが言っていることは 含まれている目的と方針に従い、 しかしながら、 リーガルリアリス (situation 裁 事

リアリストのほとんどの人が集中的に焦点を当てたのは、上訴審裁判官であった。多くのロースクールとローレビュー 族(the Cheyenne)の法的職業(law jobs)について経験的な調査を行う人もいる。しかしながら、初期のリーガル とする人もいれば、裁判所間における判例の流れについて、諸々の法律の影響について、そしてさらにはシャイアン sense)」に基づく判決を正当化するのである。リーガルリアリストの中には、私たちは事実審裁判所を注視すべきだ(ミタ) において、リーガルリアリズムは伝統的な智恵となったのである。

当てた新しい講義資料を作成しようとした。そうした試みの大部分は、関連する社会科学における情報を収集し、上 ビア・ロースクールの教員たちはカリキュラムを改訂し、伝統的な法カテゴリーというより法の果たす機能に焦点を 二版、第三版を重ね、著者たちは社会科学上ならびに一定の文脈に関連した資料をより一層廃棄する傾向にあった。 的なカテゴリーを放棄し、法的資料の機能的な配列に向かう気を起こさせることにはならなかった。同書はさらに第 の素晴らしいケースブックを作り出したが、これらの著作物はほとんどの法学教師に、契約や不法行為という伝統 かの経験的研究を行った限りにおいては、知るべき者は誰かを問うことに限定される傾向にあった。彼らは何冊か 訴審の裁判に焦点が当てられていた講義資料に繋げることであった。コロンビア・ロースクールの教授たちが何ら Llewellyn の研究者人生の大部分はコロンビア・ロースクールで送られることになった。一九二〇年代末、コロン

すなわち研究機関もしくは訓練学校であるかは、一九二八年に Young B. Smith 氏が院長に任命されたことにより頂点 教授、Herman Oliphant 教授、および Underhill Moore 教授)は辞任した。機能的カリキュラムはそのまま残ったが、 に達することになり、リアリストの核となるグループ(William O. Douglas 教授、Hessel Yntema 教授、Leon Marshall 「教育内容の転換と機能的カリキュラムが黙示した、[コロンビア]ロースクールが他に歩むべき道に関する議論!

Christopher Tomlins 教授は次の様に報告している。

において、リーガルリアリズムは砂山に突っ込んだに過ぎない」。Schlegel 教授は次のように説明している。 作に注目した。同教授は結論として次のように述べる。「一貫した知的力として、アメリカの法思想(legal thought) John Henry Schlegel 教授は、Charles Clark 教授および William O. Douglas 教授の著作、並びに Underhill Moore 教授の著 しかし Smith 院長はリアリストが社会調査に関する法的訓練を吹き込もうとした試みに終止符を打った」。 .統的なリアリストたちは経験的な調査を行うことを話題にしていたが、実際にはほとんど実施されなかった。

社会科学とを調和させることは困難である、からである」。 [mi] それを企てた指導者たちの個性が特異であること、および [mi] そのような調査を行おうとすることと現代の 「リアリストの社会科学的研究は消滅した。なぜならば、[一]それが企てられた制度化された状況は一時的である、

に関する経験主義的研究を経て、最高裁判所判事になる前は、証券取引委員会(Securities and Exchange Commission) および刑事訴訟における司法取引が果たしている役割を実際には発見しているのである。もちろん、経験主義的リア かった。それにもかかわらず、Clark教授とその同僚は、州裁判所の民事訴訟が主に行政訴訟の性格を有していること、 彼らの多くは、研究者の駆け引きや自分たちの研究が提起したアメリカの法制度に関する質問を受けることを喜ばな Schlegel 教授がわれわれに示したのは、イエール・ロースクールにおけるこれらの先駆者たちは法に関する経験主義 の委員長を務めていた。 を得た方がより魅力的であると感じた。 リストのある者は、 大恐慌の最中に研究を行おうとしたのである。さらに、イエール大学は、富裕層の寄付者に依存する私立大学であった。 的研究は時間だけでなく、 学者として傍観者のままでいるよりも、 費用も掛かることに気づいたことである。経験主義的リアリストたちは、 例えば、アメリカ連邦最高裁判所 William O. Douglas 判事は、 ニューディールのために働くのにワシントンに行く機会 資金が枯渇した 大規模な破産

た時に、これらの改革者たちは同教授の研究を無視するか、攻撃しだ。Schegel 教授によれば、これらの改革者たち にとって、「当面の改革目的を推進しなかった事実収集は刊行するに値しない学問であるが、それは世界がどの様に の反応を記述している。Clark 教授が、彼らの予想を支持しなかった州裁判所の仕事に関する経験主義的研究を行っ 関係であるか、もしくは些末なことであるとしていたとのことである。同教授は、裁判所の混雑 る。経験主義的研究の成果をはぐらかし、否定することは、今なおロースクールの教授や最高裁判所判事においてあの 構成されているかに関する彼らのモデルに適合しない事実収集が無関係な人の集まりであったのと符合する」のであ の問題が存在することを「知っていた」、Felix Frankfurter 教授(後に最高裁判所判事)のような、 Schlegel 教授の報告によれば、ロースクールの教授の多くはイエール・ロースクールにおける経験主義的研究は無 進歩的改革者たち (court congestion)

ところわずかであり、間接的であった。 当てるものではなかった。結果として、伝統的なアメリカの法律学に何らかの影響を及ぼしたとしても、せいぜいの 授の仲裁プロジェクトのことを忘れてはならない。双方のプロジェクトは、法的テーマの研究に新たな方法を開発し、(3) それぞれ興味深い研究成果を公表している。しかしながら、いずれも伝統的な領域における上訴審判例に特に焦点を 教授と Hans Zeisel 教授が立ち上げた陪審プロジェクトの資金を賄うことになったが、われわれは Soia Mentschikoff 教 第二次大戦後、シカゴ大学ロースクールはフォード財団から多額の補助金を獲得した。 補助金の大半は Henry Kalven

まりにもごく普通に見られることである。

査員とその所属機関が攻撃にさらされることになることを認識することになった。 陪審プロジェクトを行ったことで、実際に機能している法制度を調査することは議論の的になる可能性があり、 同プロジェクトは、ある実際の事件について陪審員が現実に思慮を巡らしていることを記録した。同プ 関係する裁判官や弁護士から許可 調 州最高裁判所の下した重要な上訴審判例に焦点を当てる代わりに、法を下から上へ見た。同教授は、次のことを問題 た。 教授の著作を一、二のパラグラフで要約することは不可能である。しかし、Hurst 教授は法制史を真の意味での経験的 きたアメリカの制度を貶めていると主張した。近年においては、シカゴ大学ロースクールが共産主義へ傾いていると は示されなかったが、同プレジェクトを攻撃していた者は、シカゴ大学の教授たちが、伝統的で、 が、一九五〇年代に吹き荒れた反共産主義の嵐により自由言論が侵害されたことに立ち向かった。 後に、 企てに作りかえた。 して攻撃する人は皆無であると述べても大丈夫だと思う。(②) るか、また逆に自分に跳ね返ってくるかもしれないということは知らなかったであろう、 も自分の見解を表明することに危惧の念を抱かせたかもしれない。 とに危惧の念を抱く者もいた。さらに、 する強力なシンボルである。 な調査の大部分を禁止する連邦制定法の引き金となった。この社会において権力を持っている者には、⁽²⁾ 念的な地位の背後にある現実を調査することを歓迎していない者もいる。 ŀ١ 口 また、 ·くつかを確認しようとすることであった。そうした「陪審を盗聴すること(bugging)」は大騒ぎとなり、(g) ジェクトの狙いは、 同プロジェクトの主導者の一人であった Kalven 教授は、 同プロジェクトは、 一九五〇年代には、ウイスコンシン大学ロースクールの 同教授は、ウイスコンシン州の経済的・政治的発展における法の役割に注視した。 陪審の果たしたことに関して、実験に参加している陪審員や裁判官の意見に基づく研究成果の 政治家たちがシカゴ大学ロースクールに共産主義のレッテルを貼る隙を与えることになっ 弁護士会の指導者の中には、この種の調査は陪審員たちに否定的に写るかもしれないこ 同プロジェクトは陪審員個人のプライバシーを侵害しており、 有名な市民的自由の擁護者 Willard Hurst 教授の著作が刊行され始めた。 なぜならば、 陪審裁判は、 彼らは、 法制度を大衆が民主的に支配 と思われるからである。 自分の言葉が把握されて (civil libertarian) であった これまで育まれて 明確な形では Hurst 教授は 他 自分たちの観 の陪審員に そのよう Hurst 責任

government)という黄金時代に関する考えは誤解を招くものであることを示した。アメリカ人は、常に多様な方法に どの様な影響を及ぼしたのかに関する、最初の、そして今なお最高の研究を執筆した。同教授は、立憲政治(limited 済発展において法が果たした機能について、いつもの事件のパターンが明らかにするものは何かである。 とした。すなわち、誰が法のことを考えたのか、また法は彼らに何をもたらしたのかである。ウイスコンシン州の経 pragmatism)」と呼ばれるものに没頭した。前述の通り、こうしたことは Hurst 教授を描くためには不適切ではある より法を用いようとしたのであり、同教授の言葉を借りれば、「エネルギーを放出させる」ことによってであった。(6) 機関の機能に着目すべきであると主張している。同教授は、法律家が何を行い、法律家の活動が経済的社会的発展に に取っての法は、上訴審判例もしくは法理に関する論文以上のものであった。Hurst 教授は、 合には、社会問題に対する真の解決策というより、短期的で安価な答えを見つけようと、「偽プラグマティズム り、 は歴史的記録を空想的に描くことはしなかった。法律家は問題を解決しようとするよりも、あちこちいじくり回した 新たなアプローチを発展させるべく奮闘した。同教授は、法律学と社会科学に双方において数多くの人を探して教育 が、新リーガルリアリズムにも妥当することを少なくともいくつかは指摘している。Hurst 教授はまた、法律学への ン大学に着任しだ。数多くの人が法と社会学会を創設するために役割を果たした。Ball 教授がいなければ、法と社会 Harry V. Ball 教授は当時、駆け出しの社会学者であったが、レミントン・プロジェクトに従事するためウイスコンシ 教授は教え子であると同時に大親友であったのであり、現実に機能している刑事法における主要な企画を実施した。 したのであり、それらの人は、後に法律学と社会学において真の意味での貢献をすることになった。Frank Remington 回避したりするだけのことが余りにも多かった。法律家たちは無視できない問題に取り組むことを強いられた場 法は人々が金儲けをすることを可能にする仕組みと制度を創り出したのである。しかながら、Hurst 教授 われわれは立法や行政 Hurst 教授

学会のようなものは、 可能であったとしても、 もっと遅くなるか、または恐らく別の形を取っていたであろう。

Tomlins 氏は次のよう私たちに語った。

mass)』を確保した。 法と社会(研究)にとってウイスコンシン・ロースクールにおける他では構築することができない『必要な量(critical 位置づけにおいて表明されており、法律家のコントロールの下にあって安全になっているのである。二つの特徴は、 査し、『説明している』。制度的には、法が中心になっていることは、ロースクールにおける説明的なプロジェクトの 経済的現象の文脈において従属変数 いることは、同分野の目的に関するウイスコンシン大学の卒直な定義において明白である。すなわち、法を、社会的 は法に『戻らなかった』。なぜなら、法は最初からその中心点であったからである。概念的には、法が中心になって 「法と社会(研究)はウイスコンシン大学において最大の成果を見た。しかしながら、そこでは、その研究領域に (dependent variable)として文脈的に位置づけることにより一つの主題として調

•

が発展し、地方の人材を引きつけ、批判的な集団となり、法律学を変容させる影響を与えることを認めることになる。 しかしながら、 ・法が中心になっていることは、必要な制度的安全性を保証するのであり、安全性があることはその研究領域 必然的にそれはそうした変化の程度を制限するのであり、しかもその制限はまた、法と社会 (研究)

注視していたのであり、それは裁判官、警察官、行政官、および立法者という人々から注意を移したのである。Marc そこにおけるほとんどの人は、法を唯一の研究対象として見ておらず、多くの人は Ehrlich の生ける法に近いものを 明らかに、ウイスコンシン・ロースクールにおける大半の努力は、法を従属変数として扱っていた。しかしながら、 が成功することの条件であった」。

social fields)と名付けたものと、規範を創設しかつ制裁を供給するその他の公式・非公式の諸制度に着目している。 (private government) 」に関する論文を発表したが、それは Sally Falk Moore 教授が半自治的社会領域(semiautonomous

Galanter 教授は、公的な法制度の外における紛争処理の問題に長い間取り組んでいた。一九八六年、私は「私的政府

法(public law)に代わるものに焦点を当てた長い論文に一つの争点を付け加えることに過ぎなかった。 ることを求めた。これは従属変数としての法のことである。しかしながら、同教授が唯一示唆したのは、形式的な公 していた。Hurst 教授は私に対して、人々が法を作り、法制度を創設する必要性を理解するのは何時かに焦点を当て(&) が私的政府に依存するよりも州の提供する公的な法制度に向かう時について、私の論文が十分な注意を欠いていると ら、ある程度は Tomlins 氏を擁護するために、次のことを書きとどめておくことにする。 すなわち、Hurst 教授は、人々 時も丁重であったが、しかし私たちが書いたものに賛同しない場合には、手心を加えることはなかった。しかしなが 心に取り組まれた。同教授のコメントはすべてが好意的であったわけではない。Hurst 教授は極めて親切であり、何心に取り組まれた。同教授のコメントはすべてが好意的であったわけではない。(®) Hurst 教授は、この論文についての長文で詳細なコメントを書いている。Hurst 教授は同論文に強い関心を示され、熱

為の限界、および法制度における行為者(actors)の役割に関して、私たちが主張しようとした内容の優れた論文と て間違っていることはあり得ないのであり、こうした要因は法にあるすべてであるとする理論は、いずれもすべて正 たように、「明らかなことは、お金、地位、および影響に関する理論を観察することを命じる理論は、いずれもすべ たいと思うこともあろうが、そうした影響は往々にして間接的で微弱である。 私がかつて ミッチェル(講義)で述べ したものを、一九六九年と、一九七七年に出版した。われわれは、初版を出版した時に、法の淵源、 しいことはあり得ない、ということである」。Lawrence Friedman 教授と私は、法と行動科学に関する講義資料を収集 私たちは、従属変数としての法に焦点を当てたいと思うこともあれば、時には法が社会に及ぼす影響に焦点を当て 効果的な法的行

書籍の章を見つけることを迫られた。ある程度は、同書は法に焦点を当てた備忘録であるが、しかしその編集に際し と第二版との間に、その領域においては著しい発展があった。 て、Friedman 教授と私はまた、補完的で競合的制度や法文化の広い観念という様なものに関心を向けていた。 初版

[注

- (1) See New Legal Realism Project, at http://www.newlegalrealism.org/ (last visited May 16, 2005)
- (2)同作品は、Duke Ellington の息子の Mercer Ellington 氏が一九四一年に作曲したものである。しかしながら、Mercer 氏の DANCE, DUKE ELLINGTON IN PERSON: AN INTIMATE MEMOIR 93 (1978) 演奏したとき、それは満足のいくものであったと同時に、示唆的でもあった」。MERCER ELLINGTON WITH STANLEY ディを提示し(ようとしたのであり)、父親監視の下に私が書いた・・・『昔は良かったね』・・に近い編曲をバンドが 言によれば、父親は「私に課題を与え、不適切であると考える箇所を消し、しかも私が書こうとしたのとは違ったメロ
- (3)|九二|年、Roscoe Pound 教授は、法学者が経済学や社会学の成果に注視することを要求していた。「われわれがこの COMMON LAW 213-14 (1921). 点についてしっかりした理論を獲得するにはそれを構築する基礎とである事実が必要である。しっかりした理論を獲得 したとしても、それを適用することを可能とする事実を必要とするであろう」。ROSCOE POUND, THE SPIRIT OF THE
- (4)John Henry Schlegel 教授は、一九三〇年代初期にイエール・ロースクールにおいて行われた経験主義的調査を用いた実 Schlegel 教授の記したところでは、「Clark 教授は任命に関して学部から承認を得るのに少々困ったことがあった。なぜ L. REV. 459, 521 (1979). 両名は社会科学者であり、Charles Clark 教授のプロジェクトにおける共同研究者であった。*Id*. 報告している。John Henry Schlegel, American Legal Realism and Empirical Social Science: From the Yale Experience, 28 BUFF. 験において、Dorothy Swaine Thomas 教授と(Schlegel 教授の二番目の夫人)Emma Corstvet 女史が果たした役割について ならば、Thomas 女史は女性であったからである」。*Id.* at 521 n.306

- (5) See Paul D. Carrington & Erika King, Law and the Wisconsin Idea, 47 J. LEGAL EDUC. 297, 299 (1997). Moton Horwitz 教授 Realisms — American and Scandinavian, 50 AM. J. COMP. L. 131, 133-43 (2002) (アメリカのリーガルリアリズムとスカン ジナビアにおいてそれに対応するもの勃興を略述)。 るかに関する Horwitz 教授の見解を批判。)一般的には以下のもの参照。Gregory S. Alexander, Comparing the Two Legal Tasty Tidbit, 41 BUFF. L. REV. 1045 (1993) (リアリスト・プロジェクトにおける社会科学の知識がいかなる地位を占め TRANSFORMATION OF AMERICAN LAW, 1870-1960, at 169 (1992). しかし、以下のもの参照。John Henry Schlegel, A る改革者の信念(agenda)の延長線上にあるものに過ぎないとしか見ることはできない」。MORTON HORWITZ, THE は次のように主張する。「リーガルリアリズムはせいぜいのところ二〇世紀初頭の進歩主義(Progressivism)に属す
- (©) See 4 JOHN D. BUENKER, THE HISTORY OF WISCONSIN: THE PROGRESSIVE ERA, 1893-1914, at 543-48 (1998)
- (7) Gregory Alexander 氏は次のように述べている。

恨感情を深化させた。 期である。・・・富と権力集中の進行は、持てる者と持たざる者との格差を拡大し、敵対的な社会・経済集団の間の怨 「一八九〇年から一九一三年の期間は、アメリカにおける経済的、政治的、かつ社会的に途方もない大変動と衝突の時

・・・進歩主義者は改革者であって、革命家ではなかった。

- とは共存するそぶりを見せるものではない。そのイデオロギーは、明らかにパターナリズム的で、干渉主義的であり、 特に社会問題においてそうである」。Alexander, supra note 5, at 135-37 進歩的な統治は、自由放任(laissez-faire)と反パターナリズ(anti-paternalism)とが結びついたイデオロギー
- (∞) Carrington & King, supra note 5, at 326
- (\circ) See JOHN R. COMMONS, MYSELF: THE AUTOBIOGRAPHY OF JOHN R. COMMONS 107-111 (1963).

- (□) Carrington & King, *supra*, note 5, at 324.(□) *Id.* at 329.
- (2) See EUGEN EHRLICH, FUNDAMENTAL PRINCIPLES OF THE SOCIOLOGY OF LAW (1936). William Herbert Page JURISPRUDENCE 825 (Jerome Hall ed., 1938) である。Schlegel 教授は次のように報告している。 教授が Eugen Ehrlich の研究成果を評価していることは、一九一四年のアメリカ・ロースクール連盟の会合で示さ れた。それを再録したものが、William H. Page, Professor Ehrlich's Czernowitz Seminar of Living Law, in READINGS IN

of Private Property)』について、Sharp 氏は『司法的立法の諸原理(Principles of Judicial Legislations)』について述べた」。 and Economic Theory of Value and Valuation)』について述べていた。Ely 教授は『私有財産の社会理論(The Social Theory まウイスコンシン・ロースクールに止まっていたとすると、四千ドルを得ていたであろうとする。Id. あるものが世界 とも報告している。Id. at 229. シカゴ・ロースクーでの彼の給料は、五千五百ドルであった。Id. at 229 n.205. 彼がそのま *ld.* at 229 n.200. Schlegel 教授はまた、Underhill Moore 教授が一九一四年にシカゴ大学ロースクールの教授に就任したこ Case of Underhill Moore, 29 BUFF. L. REV. 195, 229 (1980). | Commons 教授は『価値と価値評価の法的経済的理論 哲学のカリキュラムの編成を手伝い、それに加わったのが、John Commons 教授、Richard T. Ely 教授、 においてそのままであることを知るのは励みになる。 道徳哲学家 F.C. Sharp 氏であった」。John Henry Schlegel, American Legal Realism and Empirical Social Science: The Singular 「一九一四年の春、[当時は、ウイスコンシン大学ロースクールの Underhill 教授は]、[ウイスコンシン大学の]法学・ および著名な

- (13)Page, supra note 12, at 825 (生ける法についての Ehrlich の記述を引用)
- (의) See WILLIAM HERBERT PAGE, THE LAW OF CONTRACTS (2d ed. 1920)
- . 15)See 4 BUENKER, supra note 6, at 657 (「一九一四年、一四年間に及ぶ勝利の年月の後に、進歩的な共和主義者たちは最終 的には敗北を味わうことになった」。)
- (空) See 5 PAUL W. GLAD, THE HISTORY OF WISCONSIN: WAR, a NEW ERA, and DEPRESSION, 1914-1940, at 41-42 (1990).

- (17)Id. at 1-2(「最も著名なウイスコンシン大学の政治的リーダーであった、上院議員 Robert M. LaFollette 氏は、自らの名声 と影響力を掛けて、まず第一に、第一次世界大戦に参加するの阻止する、結果として失敗に終わった企てを支持し、次 に和平会議(Peace Conference)において和解草案の批准を阻止する、成功裏に終わった試みを支持した」。
- (≌) See Cora Lee Nollendorfs, The First World War and the Survival of German Studies: With a Tribute to Alexander R. Hohlfeld, in 学生たちを「地獄に堕ちた裏切り者集団!」と呼び、そのことでウイスコンシン州出身者の愛国主義について騒然たる かも彼の演説は長すぎたことは、McElroy氏には不安感を説明する理由としては十分なものではないように思えた。彼は なった。学生たちは、降りしきる雨の中を貯蔵用パビリオンまで行進したこと、聴衆は寒くて気詰まりだったこと、し 呼びかけたキャンパスの忠誠集会についての気まぐれな説明を公にした時にウイスコンシン大学の注目を集めることと より上の学位を獲得していた(Id.)。大学の在学生もまた、そうした攻撃を免れるものではなかった。例えば、国家安 Id. at 183.)。この時代には当然のこととして、多数の大学教員、取りわけ自然科学においては、ドイツの大学から学士 ドイツ化されたものではないことを立証する大変な圧力を掛けられていた」(Id. at 181.)。さらに、「一つのグループと Cora Lee Nollendorfs 教授は次のように述べている。ウイスコンシン大学は、「多くの者が・・・と主張しているような TEACHING GERMAN IN AMERICA: PROLEGOMENA TO A HISTORY 176, 181-83 (David P. Benseler et al. eds., 1988). 全連盟(National Security League)代表のプリンストン大学学生の Robert McNutt McElroy 氏は、彼が一九一八年四月に してのアメリカ学士院会員とアメリカの高等教育機関全体は、一定の範囲内ではドイツ支持であると考えられていた」(公開討論を引き起こしたのである。5 GLAD, *supra* note 16, at 41.
- (으) See MORTON HORWITZ, THE TRANSFORMATION OF AMERICAN LAW, 1870-1960, at 169-92 (1992).
- (a) SAMUEL WILLISTON, THE LAW OF CONTRACTS (1920)
- (ন) JOSEPH HENRY BEALE, A TREATISE ON THE CONFLICT OF LAWS (1935).
- (ର) AUSTIN WAKEMAN SCOTT, THE LAW OF TRUSTS (3d ed. 1967)
- (23)Lon L. Fuller, Williston on Contracts, 18 N.C. L. REV. 1, 9 (1939). Samuel Williston 教授の研究成果に関する、もう一人別

Pound 教授が先頭に立ったことに満足していた」。N.E.H. HULL, ROSCOE POUND & KARL LLEWELLYN: SEARCHING 科学者の出した結論(findings)に基礎をおいた労災(workman's compensation)のような法律を立法化するのに際して、 FOR AN AMERICAN JURISPRUDENCE 167 (1997). スクールにおいて社会科学を教授する動きの指導者として、(Roscoe) Pound 教授を賞賛した。Williston 教授は、 の著名なリアリストによる批判的な取扱いについては、Walter Wheeler Cook, Williston on Contracts, 33 ILL. L. REV. 497 (1939)参照。私は、N.E.H.Hull 教授が次のように述べていることを発見して驚いた。すなわち、Williston 教授は

24)歴史を隅々まで紐解けば、Walter Wheeler Cook 教授の国際私法における著作にも焦点を当てることになろう。 the California Supreme Court Cited in 1950, 6 STAN. L. REV. 613 (1954) を公にし、さらにリステイトメントを嘲笑する私 Hancock 教授の国際私法のクラスにおいてであった。Cook 教授は Hancock 教授のヒーローであった。そして、私がス うものであった。Stewart Macaulay, Justice Traynor and the Law of Contracts, 13 STAN. L. REV. 812 (1961). Traynor 判事 FRIEDRICH KESSLER & MALCOLM PITMAN SHARP, CONTRACTS: CASES AND MATERIALS (1953). ロースクール 兼インストラクターとなった。そこで、私は闘志満々の Karl Llewellyn 教授を目の当たりにした。しかしながら、シカ Denman 首席裁判官のロークラークを勤めた後、一九五六年にシカゴ大学ロースクールの Bigelow ティーチングフェロー タンフォード・ロー・レビューの一員であった時に、私たちは、John Henry Merryman, The Authority of Authority: What 身が本格的なリアリズムに初めて接したのは、一九五〇年代初頭、スタンフォード・ロースクールにおける Moffai 合に、私の世代の法学教授の中では、リーガルリアリズムは歩むべき道に過ぎないと考えられている。 確かに、この国の法廷に着席した上訴審裁判官で名実ともにリアリストの一人であった。See generaly id. ほとんどの場 教授として私が最初に発表した論文の一つは、カリフォルニア州最高裁判所の Roger Traynor 判事が下した契約判例を扱 なケースブックから契約法について多くのものを学んだのであり、私が契約法を教え始めた時に同書を使用した。 ゴでの私の指導教授は Malcolm Sharp 教授であった。私は同教授と Fritz Kessler 教授との共著である高度にリアリスト的 の大好きな教授のうちの一人がいたので、かなり伝統的な法学教育により法学修得に奮闘した。私は一年間、 私自

- (氧) KARL N. LLEWELLYN, THE COMMON LAW TRADITION: DECIDING APPEALS 5 (1960); see also WILLIAM TWINING, KARL LLEWELLYN AND THE REALIST MOVEMENT, at viii (1973).
- (26) U.C.C. § 1-102 (2001). (27) *Id.* § 1-102 cmt. 1.
- (27) Id. § 1-102 cmt. 1.
- (28)William W. Fisher 教授、Morton J. Horwitz 教授、および Thomas A. Reed 教授は、次のように主張した。 たちが持っているのは、人の支配ではなく、法の支配、すなわち法の前には万人が平等との信念である。第二次大戦以 降に急増しているアメリカの法理論の大部分が抱いている願望は、こうした要求に応じることであった」。AMERICAN いう観念、司法審査の制度は、代表民主制を損なうというよりは、それをより強固なものとするとの信念、および、私 メリカ合衆国においては、国民(選出されていない裁判官ではなく)が、自分たちが統治される法規範を選定すると LEGAL REALISM, at xiv-xv (William W. Fisher III et al. eds., 1993) 「リーガルリアリズムは、ほとんどのアメリカ人が大切にしている関連する三つの理想を問題にした。すなわち、ア
- (२) See JEROME FRANK, COURTS ON TRIAL: MYTH AND REALITY IN AMERICAN JUSTICE, at viii (1949) ; ROBERT JEROME GLENNON, THE ICONOCLAST AS REFORMER: JEROME FRANK'S IMPACT ON AMERICAN LAW 60-65 次のようにリアリストのルール懐疑主義に対する重要な社会学的制約を提示している。 (1985); Jerome Frank, What Courts Do In Fact, 26 ILL. L. REV. 645, 647-48 (1932). しかしながら、Lawrence Friedman 教授は、

L. STINCHCOMBE, WHEN FORMALITY WORKS: AUTHORITY AND ABSTRACTION IN LAW AND ORGANIZATIONS Lawrence M. Friedman, Legal Rules and the Process of Social Change, 19 STAN. L. REV. 786, 794 (1967); see also ARTHUR 最も顕著なのは、取引の大量で、日常的な取扱いをすること、それは法システムの何らかの代理人を介して伝えら る。・・・法システムには、現実に語られているものよりも、形式的に語られている裁量的規範の方がずっと多い」。 れるが、そうしたことが社会的に重要である場合、もしくは法的期待の相対的確実性が重要な意味をもつ場合であ 「法システムの中には、一定レベルにおける非裁量的規範の形成に向けた強い傾向が見られるのであり、それ

(2001)

- (30)See TWINING, supra note 25, at 225 (1973). William Twining 教授は次のように記している。 況と問題とについて平均以上の優れた理解力を有しているとすると、その裁判官は『智恵』がある」。Id. に事実を見ることができる、商事事件における[一人の]裁判官は、『状況感覚』を把握しており、もしそれが示す状 弁護士の観点からと、全体的なコミュニティの『モーレス (mores)』の観点からの他に、ビジネスマンと同じよう
- (ਨ) See supra note 29
- (S)) See generally KARL N. LLEWELLYN & E. ADAMSON HOEBEL, THE CHEYENNE WAY: CONFLICT AND CASE LAW IN にしている。 PRIMITIVE JURISPRUDENCE (1941) (シャイアン族の法慣習を分析し、それらの「法的美(juristic beauty)」を明らか
- (3)Schegel 教授は、イエール・ロースクールにおけるリアリストの一人である Walton Hamilton 教授が、「法における経験 複雑な話しを提示した。同教授はその内のいくつかを自分自身で行おうと試みた。 リアリストは、上訴審における裁判過程(judging)に焦点を当てていた。いつものように、Llewellyn 教授はより一層 主義的研究に積極的に反対した」と述べている。Schlegel, *supra* note 4, at 491 n.153. Jerome Frank 教授以外のほとんどの

ら、Llewellyn 教授がフィールド調査に従事したのはわずかな時間であり、Hoebel 教授が情報提供者に対応した。John M で何不足なく過ごした」。TWINING, supra note 25, at 195. Liewellyn 教授は人類学者の E. Adamson Hoebel 教授と協力して、 授の唯一のものであった。その期間の残された間、ほとんどすべての人を安心させ、かつその利益のために、彼は屋内 Divorce (pts. I & II), 32 COLUM. L. REV. 1281 (1932), 33 COLUM. L. REV. 249 (1933). Twining 教授は次のように述べて いる。「その離婚研究は、コロンビアでの実験の年月において、『 (社会) 科学者』の企てを真似ようとした Llewellyn 教 会科学と Llewellyn 教授自身の直観とが奇妙に混じり合ったものであった。See generally K.N. Llewellyn, Belind the Law of 九四一年に出版された、『シャイアン族のしきたり(The Cheyenne Way)』として結実した研究を行った。しかしなが 同教授がフィールド研究で主として力を入れたのは、最初の結婚が破綻した後に行った離婚研究であった。それは社

& SOC. INQUIRY 179, 179 (2004). John Conley 教授と William O'Barr 教授は次のように述べている。 Conley & William M. O'Barr, A Classic in Spite of Itself: The Cheyenne Way and the Case Method in Legal Anthropology, 29 LAW

ンディアンも一緒であった」。Id. at 186 教授とその妻がオープンカーのコンバチブルの後ろ座席に座り、彼のインタビューを受ける順番を待っている年配のイ ——シャイアン族の中で彼が過ごしたのはただそれだけの日々であった。その時に撮られた一枚の写真は、Llewellyn 「その夏の終わりに、Llewellyn 教授と経済学者である、彼の・・・妻は、モンタナで十日間、Hoebel 教授に加

Schlegel 教授は次のように述べている。 Llewellyn 教授は、Moore 教授が法に反応した行動を研究して、本当の意味で社会学者になろうとしたことを批判した。

を観察しよう」とすることは、親しい銀行員を訪問すれば、ちょっとした想像を連想と相まって、同一の情報が提供さ 授の研究成果は不十分なものであるに過ぎなかった。シンシナチイに行き、「身近なところで銀行の窓口係の仕事ぶり 洞察を公表するために、彼らの傑出した能力を発揮する十分な場所を提供されていて満足しているのであり、Moore 教 れると思われる場合には、的はずれである。 「Corbin 教授や Llewellyn 教授のような人にとっては、ロースクールの世界から、理論とその実用化に関する実質的な

omitted). Llewellyn 教授が強大なデータセットに示した反応は、アメリカ連邦最高裁判所の Oliver Wendall Holmes 判事が Louis Brandeis 判事に対して示した次のような反応を想起させるものである。 JOHN HENRY SCHLEGEL, AMERICAN LEGAL REALISM AND EMPIRICAL SOCIAL SCIENCE 237 (1995) (footnote

うということと、さらには人生の展示物(exhibit)を幾つか入手すべきであるということであった。私は織物産業を提 味を示した――、私は彼に伝えたのは、書籍に駆られて極端に走る可能性があるような本を何冊か手に入れ・・・ましょ 事実の世界についての何らかの感覚を得ることである。また彼から読書プランを作成するように頼まれ――彼は大変興 と思ったら(何時もそのことを口にしていたように)、そうするやり方はもっと多くの哲学書を読むことではなく、・・・ 「Brandeis 判事は次のように Holmes 判事に語ったことを思い出した。すなわち、「もし彼が本当に【知性を磨きたい】

n.8 (1989) (Gilmore 教授を引用). 私はこれに答えて、「法的問題についての経験主義的研究はしばしば、学者たちの集 案し、休暇の時には彼に、ローレン(Lawrence)とローエル(Lowell)が近いので、そこに行って見るようにすすめた」。 するのを待っているようなものである」。Stewart Macaulay, *Popular Legal Culture: An Introduction*, 98 YALE L.J. 1545, 1546 もののすべては一つのリストであるからである。それ自体としてリストは意味がなく――誰かが沢山の木を集めて森に な研究成果に「まったく興味を示さなかった」が、その理由は、「皆さんが何かを記述し終わった時に、手にしている かし私は退屈なものはいやだ」。Id. at 310. 同様に、Grant Gilmore 教授は次のように観察している。彼は私の経験主義的 滅の精神がそうしたもの[事実]に深く関わることは良いことであろうということにほとんど疑問はないが PHILLIPA STRUM, LOUIS D. BRANDEIS: JUSTICE FOR THE PEOPLE 309-10 (1984). Holmes 判事の答えは、「私の不

めた森においては、木は輝きを有しているか、または空想の創造物である」、とした。Id.

どの様にして感じたかを理解した」。Id. at 296 n.47. Hull 教授の記したところでは、Llewellyn 教授は単なる行動には興味 うとした。Llewellyn 教授は個々の事例の話しを通じて詳述しようとした」。Id. at 313. Llewellyn 教授というと、 執行官」に耳を傾け、彼らの目を通じて世の中を見ようとした。Pound 教授は広範な比較と類型化を通じて一般化しよ 欧流の社会科学的調査を辺境(provincial)の役人について企図して押しつけようとした。Llewellyn 教授は地方の「法 事司法制度研究のアプローチと Llewellyn 教授のシャイアン族についてのアプローチを比較している。「Pound 教授は西 わなわなかったやり方で、法を評価し、愛していた」。HULL, supra note 23, at 242. 彼女はまた、Pound 教授の た。Hull 教授は次のように述べている。「Llewellyn 教授は、リアリスト集団のなかのデータの集積者と行動観察者が行 愛し、それをことのほか楽しんだ」。Id. at 285. Hull 教授は次のように Llewellyn 教授のアプローチを批判している。 を示さない――「還元主義者(reductionist)であろうし、Llewellyn 教授は単純化を好んではいなかった。 たのである。Llewellyn 教授は、シャイアン族の法のリズムを感じ、シャイアン族が困難な事例を通じて自分たちの道を 知力(feel)」と呼ぶものを通じて人は世の中を知った。Id. at 296 & n.47. 感知力は、「世の中かを知る一つの方法であっ リアリストの中には、法は単なる合理化もしくは誤った意識であると見る者もいた。Llewellyn 教授はそうではなか 彼は複雑性 中国の刑

ものとした」。Id. at 332 長い歴史を有する人びとであった。Llewellyn 教授のロンマンチックな嗜好と彼の息もつけないほどの姿勢は彼らを別の 彼らは、交渉による和解、ジェスチャー、脚本化されたミニドラマ、ならびに巧みに韻文化された口頭の伝承について 彼は誰か別の人の現実における旅行者であった。シャイアン族は図抜けた才能を有する、直観的な立法者ではなかった。 「Llewellyn 教授は現実を直接扱ったことはなかった。・・・彼が十日間シャイアン族の特別保留地で過ごした時でさえも、

において、ある程度は法規範のコストへの関心をほのめかしていたとされる。HULL, supra note 23, at 139-40 & 139 n.41; Hull 教授が指摘するところでは、Llewellyn 教授は、一九二五年に出版されたアメリカン・エコノミック・レビュー see also Karl N. Llewellyn, The Effect of Legal Institutions upon Economics, 15 AM. ECON. REV. 665 (1925). 学的リアリストたちが集めた統計の集まりのように、単に反対すべき還元主義の一形態であると見なすのであろうか。 Kraus & Steven D. Walt eds., 2000). 彼はそうしたものを喜んで採用しようとしたであろうか、またはそうしたものを、 Contract Theory, in THE JURISPRUDENTIAL FOUNDATIONS OF CORPORATE AND COMMERCIAL LAW 12, 18 (Jody S. 現代的な技術である、法と経済の技術を利用しなかったとのことである。Alan Schwartz, Karl Llewellyn and the Origins of のパラダイムの変化にどのような答えを示すのであろうか。Alan Schwartz 教授の観察によれば、Llewellyn 教授は最も れたアメリカロースクール協会の会合でもっと楽しい時を過ごしたのであろうか。さらに言えば、彼は現行の法と経済 された法と社会学会の第四〇周年記念総会で気づいたとしよう。彼は楽しんだであろうか。彼はその年の一月に開催さ かくして、私に一つの問題が残されている。Llewellyn 教授が、たとえば五五才で、二〇〇四年六月にシカゴで開催

and Political Science, 50 POL. SCI. Q. 419, 421 (1935). Friedrich 教授の考えによれば、Llewellyn 教授はこうした行動を社 カ合衆国とドイツの裁判官がしばしば先例に従わず、判決に誤解を与える正当化事由を提供していることを立証したが、 会科学者ならどうするかということには興味がなかった。Id. at 423. Friedrich 教授の主張では、Llewellyn 教授は、アメリ る者(legal official)の行動を予言することであった。Carl J. Friedrich, Remarks on Llewellyn's View of Law, Official Behavior, Carl Friedrich 教授が示唆したところでは、Llewellyn 教授が主に興味を抱いていたのは裁判官と法的な役職に就いてい

を示さない種類の説明である、と述べている。See id. Llewellyn 教授にとって、先例の操作は、悪しき行動に過ぎなかっ はそうした理屈付けを説得的なものにする一つの重要な要因である」。Id. at 429. 同教授は、これは Llewellyn 教授が興味 にしたいと望むことを宛にするとはできるが、自由な団体のなかでは、説得力のある理屈付けは重要であり、先例原則 社会一体性を維持するために正に本質的なものである。官僚的ハイアラーキーは役人個人が上司の不興を買わないよう 彼らはなぜそうしたのかについては私たちに語ることはなかった。Id. at 428-29. Friedrich 教授は次のように述べている。 「アメリカの裁判官は第一に遠い昔の職業別ギルド(craft guild)の一員である。そのような自由な団体では、見せかけは、 See id

(3)Friedman 教授は、次のように述べている。

伸をして合意するであろう。・・・この陳腐さを彼らがどうするのかは別の問題である」。LAWRENCE M. FRIEDMAN. 中立的では決してあり得ないと信じていること、これらに沿ったその他の意見を述べたとしても、彼らはただただ欠 と考えていること、法規範は外見よりも柔軟性があり、かつ決定的ではないこと、および、法は完全に中立的でもないし、 AMERICAN LAW IN THE 20TH CENTURY 493 (2002) ルの教授集団(もしくはその問題に関して弁護士(集団))に対して、政治が法システムに重要な影響を及ぼしている ·ある重要な意味において、リーガルリアリズムはその敵をほぼ完全にうち砕いて終わりを迎えた。今日、 口 1 スクー

〈35〉Schlegel 教授は、Moore 教授がコロンビアに赴任した一九一六年の次のことを思い起こさせた。

次のように述べている。 Downtown Code: A History of the Uniform Commercial Code 1949-1954, 49 BUFF. L. REV. 359, 362 (2001). Allen Kamp 教授は Franz Boas 教授、教育心理学の E.L. Thorndike 教授、 学の James Harvey Robinson 教授と Charles Beard 氏、経済学の Thorstein Veblen 博士と William D. Mitchell 氏、 Dewey 教授である]。Schlegel, *supra* note 12, at 236. Llewellyn 教授もまた、こうした環境で重きをなしていた。R. Kamp, Moore 教授が遭遇したのは社会科学の創造性が最も高まった時期のおける知的コミュニィティであった。 社会学の William F. Ogburn 教授、そして当然のこととして、

教授の人類学の学生で、一九三〇年代の急進的、集合主義者の環境を構成する者であった」。1d. 大統領の(連邦最高裁判所判事を増員する)コートパッキング計画を支持しており、フォークダンスサーであり、Boas て発展した。・・・Llewellyn 教授は、かつては学問上のパオニイア(Avant Garde)であり、Franklin D.Roosevelt(FDR) 「Llewellyn 教授の見解と同法についての彼の最初のプログラムは、一九三〇年代の集団主義者の考え方を基盤とし

- (%) See Brainerd Currie, The Materials of Law Study, 3 J. LEGAL EDUC. 331 (1951); Brainerd Currie, The Materials of Law Study,
- (37)Currie, The Materials of Law Study, supra note 36, at 68-69, 74-75. (「他の学問領域の誤った問題を問い、かつ余りにも多く 8 J. LEGAL EDUC. 1 (1955) [hereinafter Currie, The Materials of Law Study, 1955].
- (38)Id. at 72(「コロンビア・ロースクールの教員たちが求めた資料は、比較的入手困難なもので、異なった専門用語で書か れており、しかも場合によっては存在していなかった」。)

の答えを期待する傾向はしつこく残っている」。)

- (A) See Robert Stevens, Two Cheers for 1890: The American Law School, in V PERSPECTIVES IN AMERICAN HISTORY 405, 483, 511 (1971)
- (40)Edwin Patterson 教授のコロンビア・ロースクールの契約法ケースブックに関する、次のハーバード・ロースクールの傑 出した一人の契約法教授のコメントを比較しなさい。

EDWIN W. PATTERSON, CASES AND MATERIALS ON CONTRACTS II (1935)). も、どの程度学ぶことができるかは疑問視されている。・・・議論の中心は現実には理論的判断に向けられ、その他の はあるが、精神科医ではない教師とそれになる手立ても意志もない学生がそれらを(ロースクールの)教室で議論して ものは読むだけにする」。George K. Gardner, Cases and Materials on Contracts II, 45 YALE L.J. 1153, 1154 (1936) (reviewing 複数の長い意見を載せ、最後に精神科医による複数の引用文を載せている。こうしたものはもちろん示唆的な読み物で 「同書(『契約判例と資料Ⅱ(一九三五年)』)は、始めに特定の証拠から引き出される穏健さについての推論に関する

(4) See ALBERT C. JACOBS & JULIUS GOBEL, CASES AND OTHER MATERIALS ON DOMESTIC RELATIONS (3d ed.

- KALMAN, supra, at 88-90 参照。(「Jacobs 教授のケースブックが辿った運命が示しているのは、自分の学問において法 AT YALE: 1927-1960, at 87-97 (1986). Albert Jacobs 教授のケースブックに関する Laura Kalman 教授の議論については、 CASES AND MATERIALS ON DOMESTIC RELATIONS (2d ed. 1939)); see also LAURA KALMAN, LEGAL REALISM するのかである。ロースクールの教授に無視され、同書は社会科学者達から素人臭いと批難された」。 と社会科学との統合を支持するロースクールの教授が、教室においてはなにゆえにかくも頻繁にそうすることに尻込み 1952); Curric, The Materials of Law Study, 1955, supra note 36, at 28-38 (addressing the changes in ALBERT C. JACOBS.
- (\frac{a}{2}) Christopher Tomlins, Framing the Field of Law's Disciplinary Encounters: A Historical Narrative, 34 LAW & SOC'Y REV. 911,
- (4) Lawrence Friedman 教授は次のように述べている。すなわち、リアリストたちの「批判は、裁判官たちがどの様に判決 MULTIKULTURELLE GESELLSCHAFT UND HANDELSRECHT: KARL N. LLEWELLYN UND SEINE BEDEUTUNG ずかであった」。Lawrence M. Friedman, Karl Llewellyn and the Riddle of Judicial Decision-Making, in RECHTSREALISMUS, 科学的研究を信じており、口先では賞賛していたが、しかし実際にはそれについては何もしないか、行ったとしてもわ 界でどの様に繰り返されたかについて述べることはなく、あったとしてもわずかであった。おおむね、彼らは法の社会 を調査したことがなかった。彼らは、下級審裁判所の仕事さえ見なかったし、裁判官が行いかつ判示したものが外の世 を打破することはほとんどなかった。いくつかの例外を別とすれば、彼らは実際には生ける法、現実に機能している法 を下したかに関する伝統的な説明を攻撃した。しかし、彼らは概念論者たちが占めていた世界、すなわち上訴審判決 HEUTE 135, 138 (Ulrich Drobnig & Manfred Rehbinder eds., 1994) (footnote omitted)
- (4) Schlegel, supra note 12, at 200
- (4) Schlegel, supra note 4, at 459 (footnote omitted). Schlegel 教授は、Kennedy 教授が「リアリズムの衰退という適切なイ REALISM, supra note 33, at 1-2; Schlegel, supra note 12, at 195-323. 同様に、Kalman 教授は、イエール・ロースクールが メージ」をもたらしたとした(*Id.* at 459 n.1; *see also* KALMAN, *supra* note 41, at 42-44; SCHLEGEL, AMERICAN LEGAL

- ed., 2004); see also ROBERT STEVENS, LAW SCHOOL: LEGAL EDUCATION IN AMERICA FROM THE 1850S TO THE The Dark Ages, in HISTORY OF THE YALE LAW SCHOOL: THE TERCENTENNIAL LECTURES 154 (Anthony Kronman 1980S (1983). 一九七〇年代においてリアリズムから退却したこと、および法と社会の学問について詳述している。LAURA KALMAN,
- (4) Schlegel, supra note 4, at 460.
- (4) Schlegel, supra note 12, at 315.
- (48)*See* KALMAN, *supra* note 41, at 122, 132-34, 136 (シカゴ・トリビューン紙はかつて、イエール・ロースクールの上でハ ンマーと鎌の旗がはためいていることを示す風刺漫画を掲載したことがあることを報告している。)
- (\(\pi\)) See John H. Schlegel & David M. Trubek, Charles E. Clark and the Reform of Legal Education, in JUDGE CHARLES EDWARD 指摘し、研究者が自ら関与している現象を隅々まで理解している場合には、法を超えて見なければならないことを示唆 CLARK 81, 108 (Peninah Petruck ed., 1991) (「こうした研究成果のすべてについて注目すべきことは、それが法の限界を していたことである」。)
- (%) BRUCE ALLEN MURPHY, WILD BILL: THE LEGEND AND LIFE OF WILLIAM O. DOUGLAS 88-91, 115-16, 124-35, 171-96 (2003)
- (5) Schlegel, *supra* note 4, at 513-19.
- (S) Id. at 513-14
- (53) Id. at 519.
- (ਨ) See SCHLEGEL, AMERICAN LEGAL REALISM, supra note 33, at 238-44.
- (%) See HARRY KALVEN JR. & HANS ZEISEL, THE AMERICAN JURY (1966); Dale W. Broeder, The Functions of the Jury: Facts or Fictions?, 21 U. CHI. L. REV. 386 (1954); Dale W. Broeder, The University of Chicago Project, 38 NEB. L. REV. 744 (1959); see also Valerie P. Hans & Neil Vidmar, The American Jury at Twenty-Five Years, 16 LAW & SOC. INQUIRY 323 (1991).

- (%) See Soia Mentschikoff, Commercial Arbitration, 61 COLUM. L. REV. 846 (1961) [hereinafter Mentschikoff, Commercial Arbitration]; Soia Mentschikoff, The Significance of Arbitration — A Preliminary Inquiry, 17 LAW & CONTEMP. PROBS. 698 (1952) [hereinafter Mentschikoff, The Significance of Arbitration].
- (57)See Mentschikoff, Commercial Arbitration, supra note 56, at 848(「商事問題の紛争解決における商事仲裁に典型化される当 事者主義制度の役割」を考察している。); Mentschikoff, The Significance of Arbitration, supra note 56, at 698 (「本論文の論旨 は、・・・われわれは仲裁過程の有する重要性と生成力(genrative power)が分からないことである」。)
- (58)このことは、当該研究が上訴審判決の直接的に関連するものであったとすると、アメリカのロースクールの教授はそ 識のある俳優ならどうするかと問い、かつその問題に沈思思考して答え出すことの方がはるかに容易であろう。 れに注意を払ったであろう、ということを言おうとするものではない。天井のタイルを見上げることにより、または常
- (\mathfrak{S}) See Recording of Jury Deliberations: Hearing S. Res. 58 Before the Subcomm. to Investigate on the Administration of the Internal Res. 58] (testimony of Edward H. Levi, Dean, University of Chicago Law School); see also STAFF OF SENATE COMM. ON Security Act and Other Internal Security Laws of the S. Comm. of the Judiciary, 84th Cong. 3 (1955) [hereinafter Hearing on S. THE JUDICIARY, 84TH CONG., REPORT ON RECORDING OF JURY DELIBERATIONS 1-5 (Comm. Print 1956)
- (\mathfrak{S}) STAFF OF SENATE COMM. ON THE JUDICIARY, *supra* note 59, at 1.
- (G) See Hearing on S. Res. 58, supra note 59, at 3; see also STAFF OF SENATE COMM. ON THE JUDICIARY, supra note 59, at 1-5.
- (62)18 U.S.C. § 1508 (2000) (連邦の陪審審理を録音することを禁止する。).
- (3) Compare Abner J. Mikva, The Law School's Fair Image, 70 U. CHI. L. REV. 259 (2003), with Malcolm P. Sharp, The Conservative Fellow Traveler, 30 U. CHI. L. REV. 704 (1963).
- (氧) See, e.g., JAMES WILLARD HURST, THE GROWTH OF AMERICAN LAW: THE LAW MAKERS (1950)
- (😚) See JAMES WILLARD HURST, LAW AND ECONOMIC GROWTH: THE LEGAL HISTORY OF THE LUMBER INDUSTRY IN WISCONSIN 1836-1915, at xi(1964)(|『重要判例(Great cases)』] と憲法上の論議は、法史を語る際に適切に位置づ

けられるに値する。しかし、大部分の生活はメロドラマではなく・・・」。

of Law and Economic History: The Contributions of Willard Hurst, 75 AM. HIST. REV. 744, 756 (1970); Harry N. Scheiber, L.J. 823 (1997) Private Rights and Public Power: American Law, Capitalism, and the Republican Polity in Nineteenth-Century America, 107 YALE Administrative State: From Williams to Wisconsin, 18 LAW & HIST. REV. 1, 16-19 (2000); Harry N. Scheiber, At the Borderland Willard Hurst 教授に関するコメントについては、例えば以下のものを参照。Daniel R. Ernst, Willard Hurst and the

(66) Hurst 教授は次のように述べている。

みと調和する社会的創造物の記録を示すことができる。 |私たちの多年に渡る国民生活(national life)において、法律家は、動いて止まない膨大なビジネスマン層の記録の

それは通常の社会変化のパターンに重要性を置くことになった」。HURST, supra note 64, at 336-37 とからなっている。明らかに、そうしたものは彼らの生み出した物が有する実際上の重要性を損なうことはなく、逆に、 法律家の創造した物のうち、大部分ではなくても、その多くのものは、古い制度を新しい需要に役立つようにするこ

- (5) See generally JAMES WILLARD HURST, LAW AND THE CONDITIONS OF FREEDOM IN THE NINETEENTH-CENTURY **UNITED STATES (1956)**
- (%) See Bryant G. Garth, James Willard Hurst as Entrepreneur for the Field of Law and Social Science, 18 LAW & HIST. REV. 37, 58 と思うのは、その領域自体のためではなく、彼らが、例えば契約において有している道具に激怒しているからである」。 する考えを支持したかった。Id. Hurst 教授は、そうしたアプローチに異論を唱え、次のように述べている。「私は法と いうさらに不快な(grubby)領域を扱う人びとにもっと会ってみたい。私がこの領域に入ろうとする人びとに会いたい の Lon Fuller 教授と Hurst 教授との間で繰り広げられた論争を報告している。Id. at 54-55. Fuller 教授は、哲学と法に関 (2000). Bryant Garth 教授は、一九五〇年代初期に、ロックフェラー財団の委員会においてハーバード・ロースクール

恵をこうむっている。当時、この論争の後程なくで、私は駆け出しの法学教師であった。私は、Hurst教授がロックフェラー Id. at 55.Hurst 教授は議論に勝ち、その補助金を獲得した。明白なことを述べると、私は大いに Hurst 教授の指導のお恩 ができるたくましい編集者であって、私の散文を意味が伝わる英語とし、また示唆や見識を披瀝してくれた。彼女の死 ││○○年に死亡するまで、法実務に従事していた。彼女は、私が社会科学の慣行に立ち向かう時には、私を掴むこと 院生と上手くとけ込み、しかも私の論文を編集した。彼女は、一九六五年に博士号を取り、一九八三年にJDの学位を得た。 ていた]・・・道具に腹が立って」いた。Id. 私にはまた妻、故 Jacqueline Macaulay 女史がおり、彼女は社会心理学の大学 財団から助成を受けた金額の一部を使わせて貰った。事実、私は「契約法という [ラグビィーのフィールド] で [私が持っ 後に私が彼女に捧げた献辞で述べたように、「Jackie は、私の業績のあらゆるものにとって主要な貢献をしたとの名誉

(©) Id. at 39-44.

を受ける資格がある」。

- (7) See id. at 40
- 71 (72) See id See id
- .73)法と会学会の創設に係る詳細な歴史とその揺籃期については、以下のものを参照。Lawrence M. Friedman, The Law and Society Movement, 38 STAN. L. REV. 763 (1986); Bryant Garth & Joyce Sterling, From Legal Realism to Law and Society:

Reshaping Law for the Last Stages of the Social Activist State, 32 LAW & SOC'Y REV. 409 (1998); Felice V. Levine, Goose

Bumps and "The Search for Signs of Intelligent Life" in Sociolegal Studies: After Twenty-Five Years, 24 LAW & SOC'Y REV. 7 (1990); David M. Trubek & John Esser, "*Critical Empiricism" in American Legal Studies: Paradox, Program, or Pandora's Box?*,

- 14 LAW & SOC. INQUIRY 3 (1989)
- (只) See, e.g., Marc Galanter, Justice in Many Rooms: Courts, Private Ordering, and Indigenous Law, 19 J. LEGAL PLURALISM 1 (ح) Tomlins, supra note 42, at 958-59 (footnotes omitted).

(1861)

- (%) SALLY FALK MOORE, LAW AS PROCESS: AN ANTHROPOLOGICAL APPROACH (1978).
- (云) Stewart Macaulay, Private Government, in LAW AND THE SOCIAL SCIENCES 445 (Leon Lipson & Stanton Wheeler eds.,
- (%)See Stewart Macaulay, Willard's Law School?, 1997 WIS. L. REV. 1163, 1171-72 (Stewart Macaulay 宛の Willard Hurst 教授の 手紙 1, 4 (二〇〇三年五月一七日付)を引用。[hereinafter、Letter from Willard Hurst]).
- (7) See id. at 1171 (Letter from Willard Hurst を引用。supra note 78, at 1, 4).
- (図)See id. (Letter from Willard Hurst を引用。supra note 78, at 1, 4).
- (図) See id. (Letter from Willard Hurst を引用。 supra note 78, at 1, 4).
- .82)例えば、私の私的政府に関する論文について彼が一八三三年に書いた四頁に渡る行間を詰めてタイプされたコメント の中から、三つのパラグラフ示してみよう。

がそれを答えに不可欠とする場合に、おそらくはそれに行き詰まらない、ということを考えていた。 くることを考えたいと思う場合に私が提示するものである。私は整然とした形で書き留めようとするものではなく、私 い[法律学]に導いてくれる。それはまた二三の疑問をかき立てるのであり、それは、皆さんが同報告書にさらにいじ 「私的政府に関するこの研究報告書を入手したことは喜びにたえない。それは刺激的なもので、私を余り馴染みのな

場合に関して、何らかの説得力ある説明もしくは境界設定(demarcation)を導き出すことができるのであろうか。八三 論理、もしくはそうしたものから、人びとが法に目を向け、さらに他方において様々な私的統治にも目を向ける理由と る次の問題に皆さんが真正面から直面することになっても、私は衝撃を覚えることはない。すなわち、私たちは、経験、 あり、また「公的」と「私的」との間の線を曖昧にすることも支持している。しかし、こうしたものが必然的に提示す 現実について、その範囲とそれが強制もしくは規律の形式を生み出していることの両方をまとめて、支持しているので 私はその論文について、幅と詳細さにも関わらず、何か不完全な感じを覚えながら筆を置いた。皆さんは私的政府の

どこまでかについて理解するところからその大部分を導き出さないのであろうか。 さらけ出すことになるに違いないとしてものである。すべての分業、競争、および他の種類の社会の秩序付けがもたら うものがある。 わりはない。私的政府についての満足のいく説明もしくは分析は、その概略を不可避的に、法が用いられる場所はどこで、 す区分の不鮮明化を前提にすると、法制度はこれからも私たちの社会経験の大きな、処理しにくい事実であることに変 頁には、かなり横道にそれた問題、すなわち非法的要因が人間関係の場面を支配する理由は何で、それは何時か、 しかし、私はその問題はもっと拡大した取り扱いを要求すると考えたい。たとえ結論がほとんど無知を

:

という単語を提示している」。 (questionable)、解決されていない (unsettled)、疑わしい (doubtful)、立証されていない (unproved)、不確かな (equivocal) 適切と思われる以上に頻繁に現れている。ウエブスター辞典は、幾つかの完全に代用されるものとして、 現在の学識ある雑誌において、少なくとも耳障りな程度には流行っている言葉である。それはこの論稿においても 最後に、スタイルに関する些少な点、もしくは苛つかせるもの、すなわち、『問題的である(problematic)』 問題となる

See id. at 1171-72 (Letter from Willard Hurst を引用。supra note 78, at 1, 4)

- 83 Stewart Macaulay, Law and the Behavioral Sciences: Is There Any There There?, 6 LAW & POL'Y 149, 182 (1984).
- 84 LAWRENCE M. FRIEDMAN & STEWART MACAULAY, LAW AND THE BEHAVIORAL SCIENCES (1969)
- (%) LAWRENCE M. FRIEDMAN & STEWART MACAULAY, LAW AND THE BEHAVIORAL SCIENCES (2d ed. 私たちの法社会学資料集のすべての版に関する書評を参照。 り、かつ弁護士でもある John Stookey 氏が、私たちの資料集の最新版の編集に加わった。 彼のアイデアと活力がなければ、 STEWART MACAULAY ET AL., LAW & SOCIETY: READINGS ON THE SOCIAL STUDY OF LAW (1995). 政治学者であ 同最新版は完成しなかったであろう。Jonathan Simon, Law After Society, 24 LAW & SOC. INQUIRY 143 (1999) における、 しかしながら、最新版の教授資料においては、膨大な数の優れた論文や書籍の章から選択する大問題に直面した。See

(訳者後書き)

"THINGS AIN'T WHAT THEY USED TO BE",(2005 Wis. L. Rev. pp.365-403)の前半を訳出したものである。 本稿は、ウイスコンシン大学ロースクールの Stewart Macaulay 教授の、THE NEW VERSUS THE OLD LEGAL REALISM:

2nd ed. (Lexis/Nexis, 2003)の他、Law & society: readings on the social study of law (W.W. Norton & Co., 1995) ならざにLaw Foundation, 1966)などに見られるような実証的な研究成果をこれまで多数公表されている。 Wisconsin L. Rev. 3-212; Private Legislation and the Duty to Read — Business by IBM Machine, the Law of Contracts and Credit Cards, Large Corporation and Those Who Deal With It: Automobile Manufacturers, Their Dealers, and the Legal System, Law and Society, 1965 and the behavioral sciences 2d ed. (Bobbs-Merrill, 1977) の編者である。同教授は、Changing a Continuing Relationship Between a 19 Vanderbilt L. Rev. 1051-1121 (1966); Law and the balance of power: the automobile manufacturers and their dealers (Russell Sage 同教授はアメリカにおける契約法を中心とした研究者として夙に令名が高く、編者代表の Contracts: Law in Action vol. I&II

同教授より最新の研究成果として抜き刷りを手渡されるとともに、翻訳の許可を頂いている。 本稿を訳出するについては、二〇〇五年一一月末に、訳者がウイスコンシン大学ロースクールにマコーレー教授を訪問した際: 懐の深い学識に裏打ちされた、長年に渡る研究活動の足跡を端的に示しており、新たな法学研究の道筋を示すものでもある。 シン・ロー・レビューの特集号における巻頭論文であり、新リーガルリアリズムを総括的に明らかにするとともに、同教授の 本稿は、二〇〇五年二月一八日に同ロースクールで開催された新リーガルリアリズム・シンポジュウムに関するウイスコン

なお、掲載誌の都合上便宜的にマコーレー教授の草稿を二分し、本号にはその前半を掲載し、後半部分は次号に掲載する予

定である。

(やまぐち やすひろ・本学法学部教授)